

令和元年度 亘理町いじめ問題対策専門委員会  
第1回 臨時委員会 会議録

■ 開催日時 令和元年6月10日(月)午後1時30分

■ 開催場所 悠里館 3階視聴覚ホール

■ 出席者

今井 聖 委員、菊地 秀 委員、君島 智子 委員、東海林 渉 委員、  
土井 浩之 委員、渡部 裕一 委員

■ 説明のために出席した者

岩城 敏夫 教育長、南條 守一 教育次長兼学務課長、  
星 信浩 参事兼学校教育専門監、太田 貴史 参事兼教育総務班長

1 開 会 午後1時30分 (司会:太田班長)

(1) 委嘱状交付

(2) 教育長あいさつ

岩城教育長

皆様には、委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。  
ございます。

臨時委員会につきましては、3月9日に亘理町立中学校の生徒が死亡するという事案について、御遺族からの「学校で何があったのか知りたい」という思いに応えるために、4月27日開催しました「亘理町いじめ問題対策専門委員会」で審議いただき、「亘理町いじめ問題対策専門委員会の臨時委員会」という形で設置されたものであります。

将来のある大切な生徒が亡くなったことは、極めて残念であり、ご冥福を心からお祈りいたします。

また、かけがえのないご子息を亡くされた御遺族の皆様へ、心からお悔やみ申し上げます。

これまで教育委員会では、御遺族の意向を伺いながら、臨時委員会の設置に向けた準備を進め、それと並行して、5月22日か

ら30日にかけて、当該中学校の教育職員を対象に、これまでの指導等に関する聴き取り調査を進めてまいりました。第1回目となる本日の委員会では、委員会の運営要綱等について確認させていただいたのち、これまでの経過等と聴き取り調査の結果及び今後行う予定の生徒へのアンケート調査の内容などについて御説明し、審議をお願いしたいと考えております。

また、第三者による客観的な検証を進めていただくに当たっての当委員会の今後の進め方等についても御審議いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様から、専門的見地を踏まえた御意見を幅広く賜りますようお願いし、御挨拶とさせていただきます。

### (3) 出席者紹介 (自己紹介)

### (4) 亘理町いじめ問題対策専門員会臨時委員会運営要綱の説明

南條次長

それでは、「亘理町いじめ問題対策専門員会臨時委員会運営要綱」等について、簡単に御説明いたします。その前に、次第資料の1頁にある「亘理町いじめ問題対策連絡協議会等条例」を御覧ください。

2頁条例第8条、亘理町いじめ問題対策専門員会は、「いじめ防止対策推進法」第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、亘理町教育委員会の附属機関として平成28年3月30日より条例設置されております。

続いて3頁を御覧ください。

条例第12条第1項で、「特別の事項を調査させるため、委員長が必要があると認めるときは、専門員会に臨時委員を置くことができる。」と定めており、4月27日の亘理町いじめ問題対策専門員会で承認をいただきました。

第2項に臨時委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者とあり、町で委員の選任にあたりました。

次に条例第14条に守秘義務の定めがあります。委員及び臨時

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする規定がありますので、よろしくお願いいたします。

次に5頁「巨理町いじめ問題対策専門委員会臨時委員会運営要綱」について説明いたします。

本委員会の組織については、要綱第4条に、委員の定数は「10人以内の委員で組織する」とあり、第6条においては、「臨時委員会は、予断を排し、中立かつ公正に調査を行う。」と定めております。委員の皆様には、中立・公正な調査をお願いいたします。第9条は会議の非公開の定めとなっております。会議の非公開につきましては、審議内容によっては委員の皆様にご公開・非公開の判断をしていただくようになります。

第10条は、「この要綱に定めるもののほか、臨時委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が臨時委員会に諮って定める。」となっております。今後において、要綱に定めがない事項が生じた場合は、委員長が臨時委員会に諮って定めることとなります。

以上で説明を終わります。

## 2 委員長の選出

委員長が選出されるまでの間、暫時、教育長が進行を務める。

岩城教育長

配布資料の5項、第5条第1項の規定に、臨時委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めるとありますので、委員による互選をお願いいたします。

なお、委員会の委員長となった委員におかれましては、委員会の統括及び会議の進行、ほかに会議後に行われるものと想定しております報道機関への対応等をお願いいたします。

なお、会議後の記者会見等には、私も同席したいと考えておりますが、臨時委員会の委員を代表して、委員長だけに御出席していただくということによろしいでしょうか。

全委員

異議なし

岩城教育長

自薦、他薦、どなたかご発言をお願いします。

渡部委員

委員長に土井委員を推薦したいと思います。

岩城教育長

そのほかございませんでしょうか。

菊地委員

自薦になりますが、私が委員長を務めたいと思い臨んでまいりましたので、私についても御検討をお願いします。

岩城教育長

只今、土井委員が推薦、菊地委員が自薦でお二人があがりましたが、いかがいたしましょうか。

ほかの委員から御意見ございませんでしょうか。

御意見がないようでございますので、土井委員、菊地委員お二人で話し合っただけで決めていただくしかないと思いますが、ほかの委員の皆様どうでしょうか。

それでは、土井委員、菊地委員が委員長候補となりましたので、別室にてお二人で決めていただければと思います。決まるまでの間、ほかの委員はお待ちください。

(約 10 分後)

岩城教育長

土井委員と菊地委員がお戻りです。どちらの方が委員長でしょうか。

菊地委員

互選の結果について御報告します。話し合いの結果、土井委員に委員長をお願いすることになりました。差し支えなければ、副委員長を私ということをお願いしたいと思います。

岩城教育長

只今、御報告ありましたが、御報告があった通りでございます。ありがとうございました。

それでは土井委員長よろしくお願いいたします。

副委員長につきましては、菊地副委員長になりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、進行を担当に戻させていただきます。

ありがとうございました。

土井委員長

委員長あいさつ

委員長にさせていただきました。

先ほども申し上げましたが、一つは御遺族の方にとって何が起きたのかということについて調査したいということと、もう一つは前向きにこういう事がないようにするためにはどうしたらいいかということで、本来人格の向上という教育目的のために学校に行くということですので自死を防ぐ以上にどうすれば充実した学校生活を送れるかということを見て入れながら、そういう提案を亘理町から全国に発信できるような調査になればいいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

太田班長が、本委員会の公開・非公開の確認。

太田班長

それでは、本委員会の公開非・公開の確認をいたします。当委員会は臨時委員会運営要綱第9条により個人情報を含む場合は、委員長が委員に諮って非公開とすることができます。事務局としましては、3の経過説明以降については、個人情報が含まれることから、非公開が適切と考えておりますが、その点につきまして、委員長から委員に諮っていただきましてこの場で御確認いただければと思います。

土井委員長

個人情報が多いということで、これから先は非公開という提案がありましたが、委員の皆様におかれまして御意見お願いします。

菊地副委員長

非公開でよろしいかと思えます。

土井委員長

全員よろしいでしょうか。

全委員

はい

太田班長

それでは、3の経過説明以降は非公開で行うものとさせていただきます。

それでは、ここからの進行を土井委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

土井委員長

それでは、非公開の準備もごございますので、5分間休憩とさせていただきます。

2時10分開会といたします。

報道の方、傍聴人の方御退室をお願いいたします。

※以降は非公開とする。

3 経過説明

4 審 議

5 閉 会

太田班長

土井委員長、御進行ありがとうございました。それでは第2回目の臨時委員会については、7月9日（火）17時から、こちらの会場で行いますのでよろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和元年度亘理町いじめ問題対策専門委員会第1回臨時委員会を終了いたします。長時間の御協議ありがとうございました。

午後5時34分終了